憲法　令７－３　肢ア

第１．肢の結論

誤っている

第２．不法残留者である外国人を生活保護法による保護の対象としないことが１４条に反するか

１．問題の所在

本邦に在留する外国人で，在留期間を経過して本邦に残留する者，いわゆる不法残留者を生活保護法の保護の対象としないことが１４条１項に違反するか，問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

不法残留者を生活保護法による保護の対象としないことは，１４条１項の「法の下の平等」に違反しない。

（２）理由

ア法の下の解釈

まず，前提として，「法の下」とは，法内容の平等も含む。平等原則は，国家権力を拘束する基本原則である。立法者も拘束するものと解するからである。したがって，生活保護法の区別は，１４条１項の問題となる。

イ後段列挙の解釈

生活保護法の区別の問題も，１４条１項の問題となる。後段列挙事由は，例示列挙と考える。

平等原則は，個人の尊厳を図るために設けられた基本原則である。後段列挙は，歴史的に問題があった代表的なもの上げているに過ぎない。限定している者に限られるとすると，それ以外の事由について平等原則に反する取扱いを積極的に認めることとなり不当である。

ウ平等の解釈

平等は，絶対的平等を指すものではなく，個々の違いにより合理的な区別を認める相対的平等を指す。絶対的平等を求めると，個性を無視して取扱うことを要請することとなり，かえって問題だからである。したがって，合理的区別を越えて，区別を行う場合，著しい不合理な区別を行った場合に平等違反となり，違憲となる。

エ本件の区別は，著しく不合理な区別にあたるか

本件の区別は，著しく不合理な区別にあたらない。理由は以下の通りである。

まず，生活保護法での区別は，生存権（２５条）を背景とする取扱いの区別である。

したがって，専門的な分野であり，国家の裁量が広い。よって，明白に裁量を逸脱した場合に著しい不合理な区別を行ったとして，違憲とすべきである。

そして，本件の場合，裁量の範囲である。外国人の社会権は，性質上保障の対象外である。

社会権は後国家的権利である。もちろん，制約上，生活保護の対象と認めることは，国際協調（９８条２項）から禁止はされない。もっとも，対象を在留制度の枠内とする取扱いは合理的である。国民主権のもと，在留が適法な外国人のみ，保護する取扱いも政策上，著しい不合理なものとはいえないからである。

以上